

観覧料の減免

次に該当する者、団体などは減免率を乗じて入館料を減額します。

※減免には、該当を証明する書類が必要です。事前に施設にご確認をお願いします。

項目	減免率	
	改定前	改定後
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	市内 100%	市内 100%
	市外 50%	市外 50%
本市に所在する心身障害者団体又はその育成団体がその目的達成のために施設を利用するとき	50%	廃止
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	—	50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	100%
・土曜日(長崎市立小、中学校管理規則(昭和33年長崎市教育委員会規則第2号)第3条第1項第3号から第6号までに掲げる期間内の土曜日を除く。以下同じ。)に観覧する児童 ・本市に所在する児童福祉施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(高等学校、大学及び高等専門学校を除く。)の児童又は生徒及びその引率者で、次のいずれかに該当するもの(引率者にあっては、①に限る。)①学習の目的を持って観覧する者、② 土曜日に観覧する者	100%	廃止
本市に所在する社会教育関係団体(子ども会など子どもが主体となって活動する団体に限る。)がその目的達成のために施設を利用するとき	—	50%
・長崎検定3級以上の合格者で、観光客等の案内で利用すると確認できる場合 ・さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客等の案内で利用すると確認できる場合 ・長崎市観光大使等がその活動で利用すると確認できる場合	—	100%
本市が認める高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生	—	100%
長崎市内に外国人登録し、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有するもの。	100%	廃止
・市長が発行した老人福祉カードを所持する本市に住所を有する者 ・本市に住所を有する健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者	100%	廃止

駐車場料金(第一駐車場及び第二駐車場)の減免

次に該当する者、団体などは駐車料金を乗じて入館料を減額します。

※減免には、該当を証明する書類が必要です。事前に施設にご確認をお願いします。

項目	減免率	
	改定前	改定後
身体障害者手帳等を所持する本市に住所を有する者が乗車する自動車を駐車させた者(最初の4時間まで)	50%	廃止
身体障害者手帳等を所持する者が乗車する自動車を駐車させた者(最初の5時間まで)	—	50%
国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用する自動車を駐車させた者	100%	100%
道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させた者	100%	100%
駐車場の付近において国又は地方公共団体が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車を駐車させた者		
水族館又は漁港の運営又は施設及び設備の維持管理のために必要な業務を行うための自動車を駐車させた者		
漁業生産活動を行うために使用する自動車を駐車させた漁業従事者(第2駐車場のみ)		
本市又は本市の機関が公務を行うために使用する自動車を駐車させた者	—	—
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車を駐車させた者		